

広島県告示第二百四十号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急医療機関として認定した。

平成二十三年三月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

公立みつぎ総合病院	名 称	尾道市御調町市一二四番地	所 在 地	平成二六年三月二三日	効力を有する期限	更新	備 考
-----------	-----	--------------	-------	------------	----------	----	-----